

事業変更許可後の廃棄物埋設施設等確認申請等に係る
第二種埋設事業規則要求事項の内容確認について

当方においては、3号施設増設等に係る事業変更許可後に、廃棄物埋設施設等確認申請、変更届出（以下、「施設確認申請・変更届出」という）を予定していることから、以下の法令要求事項について、内容の確認を行いたい。

1. 事業変更許可※後の施設確認申請・変更届出の概要

- ▶ 既提出施設確認申請書の変更届出
 - ✓ 1号廃棄物埋設地
⇒※変更対象：1号7,8群埋設設備、覆土
 - ✓ 2号廃棄物埋設地
⇒※変更対象：覆土
- ▶ 新規施設確認申請書の提出
 - ✓ 3号廃棄物埋設地
 - ✓ 附属施設（1～3号供用設備、各号別設備）

2. 第二種埋設事業規則 第四条、別記様式一 に基づく施設確認申請の構成

- ▶ 本文
 - ・事業所名称、所在地
 - ・確認を受けようとする廃棄物埋設施設の概要
 - ・確認を受けようとする事項、期日及び場所
- ▶ 添付書類
 - 一 廃棄物埋設施設の設計図、構造図、設計計算書等の設計図書
(廃棄物埋設地の場合：廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面)
 - 二 廃棄物埋設施設の付近の見取図
 - 三 廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書
 - 四 工事工程表及び埋設の計画に関する説明書
 - 五 廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

以 上

参考：施設確認申請・変更届出に関する根拠法令

【原子炉等規制法】

(廃棄物埋設に関する確認)

第五十一条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物埋設事業者」という。）は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設施設にあつては、次条第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設を除く。）及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

2 廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物及びこれに関する保安のための措置が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

【第二種廃棄物埋設事業規則】

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置（以下「廃棄物埋設施設等」という。）に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 廃棄物埋設施設の設計図、構造図、設計計算書等の設計図書及び廃棄物埋設地にあつては当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 二 廃棄物埋設施設の付近の見取図
- 三 廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書
- 四 工事工程表
- 五 埋設の計画を記載した書類
- 六 廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

2 前項の申請書又は同項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

【第二種廃棄物埋設規則】別記様式第1（第4条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄物埋設施設用）

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

事業所	名称			
	所在地			
確認を受けようとする廃棄物埋設施設の概要（注）				
確認を受けようとする事項、期日及び場所	事項	期日	場所	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の6第1項の規定により廃棄物埋設に関する確認を次のとおり申請します。

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギーを併記すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。